

小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(要求水準書)への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
1	4	1	1.13	イ	ー	協力業務	受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験等に対して発注者の指示によりこれに協力しなければならない。とありますが、どのような場合を想定されていますか。	本市が別途発注する本委託以外の調査及び試験等の業務に係る工程調整等を想定しています。
2	4	1	1.17	イ	ー	機材の準備	受注者が準備すべき機材は、別紙5「準備機材」に示すものを標準とし、現場条件を想定して迅速な対応がとれるよう準備すること。とあり、別紙5の中の「管口カメラ」は業務事務所への常備が必要となっておりますが、「押込みカメラ」又は「本管用TVカメラ」の常備で対応可能ではないでしょうか。	管口カメラの常備を必要としていますが、同等以上の機能を有するカメラでも可能とします。
3	8	3	3.1	(1)	ク	共通の要件	市の下水道台帳へ登録する際のデータ形式はいつ頃提示していただけるのでしょうか。	契約締結後、提示します。
4	10	3	3.2	(3)	ア	下水道管路維持管理計画策定業務	令和7年度に提出する下水道管路維持管理計画によって、令和8年度以降の維持管理内容が大幅に変更になった場合、費用の変更は認められるのでしょうか。	下水道管路維持管理計画は、次期包括期間を対象としているため、本業務期間において変更はありません。
5	11	3	3.2	(3)	ア	下水道管路維持管理計画策定業務	次期点検調査とは、次期包括を対象としているのか、令和8年度以降が対象なのかどちらでしょうか。	次期包括期間を対象としています。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(要求水準書)への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
6	14	3	3.3	(3)	イ	計画的調査業務	令和7年度に提出する下水道管路維持管理計画によって、令和8年度以降の維持管理内容が大幅に変更になった場合、費用の変更は認められるのでしょうか。	No.5の回答のとおりです。
7	16	3	3.3	(4)	エ	計画的清掃業務		清掃等により発生する土砂の運搬処分費については、基本的に変更はありません。 なお、発生する土砂に大幅な増減があるなど、その対応に疑義が生じる場合は、要求水準書1.3適用範囲に記載のとおり、別途協議します。 また、令和7年度に策定する下水道管路維持管理計画に基づく次期包括期間においても同様です。
8	17	3	3.3	(5)	ア	計画的修繕業務	マンホール蓋交換工法は、円形切断工法、円形せん断工法などの特殊工法を想定されているのでしょうか。	工法については提案によりますが、現場状況を踏まえ、市と協議のうえ、最適な工法を採用します。
9	19	3	3.3	(6)	ア	計画的改築業務	取付管更生工法を実施する箇所をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書66ページの「計画的改築業務 取付管更正（調査・工事）」に示す路線を対象としており、本業務の調査結果に基づき実施箇所を決定します。
10	19	3	3.3	(6)	ア	計画的改築業務	取付管更生工法を計画している箇所以外に管路内調査で取付管の不具合を発見した箇所は、計画的改築業務に含むのでしょうか。	計画的調査業務や住民対応業務等により、発見した取付管の異常箇所は、市と協議のうえ、事故対応業務で対応します。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(要求水準書)への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
11	20	3	3.4	(1)	ア	住民対応業務	住民通報の受付において、下水道管路以外と思われる通報等があった場合は、業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。(例えば、処理区域以外の住民様からの通報等)	窓口電話等による通報において業務範囲外の場合は、通報受付及び報告書作成までを業務内容とします。
12	22	3	3.4	(3)	ー	事故対応業務(修繕)	①本管用TVカメラ等、②押込式カメラ等を用いて修繕が必要な箇所を確認し、最適な工法によって修繕を行うとありますが、開削、非開削を含めた最適な工法を検討するという事で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
13	22	3	3.4	(3)	カ	事故対応業務(修繕)	修繕が必要な箇所について「最適な工法によって」とあるが、開削工法も含まれるのか。	ご理解のとおりです。
14	24	4	4.1	(4)	(ア)	その他	調査箇所において異常を発見した場合は速やかに発注者に報告することとなっているが、修繕等の対応は含まれないと考えて良いか。	調査時に発見した異常箇所については、市と協議のうえ、必要に応じて事故対応業務で対応します。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(要求水準書)への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
15	25	5	—	—	—	表7-1リスク分担表 不可抗力	不可抗力のリスクであっても受注者が付保した保険で対応可能な範囲であれば、受注者が負担しなければならないのか。	小田原市工事請負契約書約款第30条（不可抗力による損害）及び契約書（案）第42条（不可抗力）に記載のとおり、天災等による損害額のうち委託料の100分の1を超える額は発注者の負担となります。
16	25	5	—	—	—	表7-1リスク分担表 許認可	業務実施のために必要な許認可の取得、許認可の内容及び事由により、発注者もしくは、受注者がリスクを負うこととなる。とありますが、どの様な内容を想定していますか。	許認可の内容を遵守できず事故等が発生した場合等は、受注者が負担すべきリスクであると考えます。
17	25	5	—	—	—	表7-1リスク分担表 物価変動	急激な物価変動により、修繕費等の改定の必要性が生じた場合は発注者が負担し、そうでない場合は受注者が負担する。とありますが、物価変動による委託費の増加に関しては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」に則り、全体スライド、単品スライド、インフレスライドを適用可能と考えて問題ありませんか。	物価変動を要因とした委託費の増加については、契約書（案）第47条に記載のとおり契約変更を請求することができます。 具体的には、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアルに基づいた対応となります。
18	26	5	—	—	—	表7-1リスク分担表 計画・要求水準変更	「受注者が立案した計画」は、令和7年度に策定する下水道管路維持管理計画も含まれるのか。	令和7年度に策定する下水道管路維持管理計画は、次期包括期間を対象としているため、本業務期間における受注者のリスクには含まれません。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(要求水準書)への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
19	30	別紙 3	3.1	(ウ)	—	統括監理業務	照査報告書は、P33の②維持管理計画策定業務で配置される照査技術者が行うのでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	32	別紙 4	4.4	—	—	照査技術者	照査技術者の業務はどの範囲でしょうか？	下水道管路維持管理計画策定業務に係る範囲となります。
21	33	別紙 4	②	—	—	配置技術者の資格要件	②維持管理計画策定業務には、主任技術者と照査技術者2名が必要と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
22	42	別紙 9	9.2	ア	—	計画的調査業務	マンホールや管渠及び取付管の判定基準はどの基準に準拠しますか。	マンホールは、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)」(日本下水道協会)、管渠及び取付管は、「下水道維持管理指針」(日本下水道協会)の判定基準になります。